

奈良県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六九号
- 三 道路の区域

区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
前	A	八・三 ） 八一・八	二、二〇〇	西谷橋 L 〓 四〇 m 高原道後橋 L 〓 一三五 m 人知橋 L 〓 二四八 m 寺山トンネル L 〓 一五一 ・四 m 高原トンネル L 〓 四九五 m

吉野郡川上村大字寺尾
 三七三番の四先から
 吉野郡川上村大字人知
 四六四番の四先まで

後			
A		B	
八・三	八・八	四・〇	一三・六
二、二〇〇		二、八〇〇	
西谷橋 L 四〇m	高原道後橋 L 一三五	人知橋 L 二四八	寺山トンネ L 一五一
北塩谷橋 L 二八五	白屋橋 L 二二五	高原トンネ L 四九五	m